

(別紙)

議案第3号 八千代市市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の制定についての修正案

第11条中「午前10時」を「午前9時」に、「午後5時」を「午後8時」に改める。

別表中

「		「		
	3,700円		5,800円	
	5,200		8,100	
	5,200		8,100	
	3,700	を	5,800	に改め、同表備考1
	3,900		6,100	
	7,000		10,900	
」		」		

中「午前10時」を「午前9時」に、「午後5時」を「午後8時」に改める。